

(提案基準第 5 号)

レクリエーション施設等に係る開発又は建築に関する基準

市街化調整区域の自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのための施設又は墓園を構成する建築物に係る開発又は建築については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第 34 条第 14 号又は政令第 36 条第 1 項第 3 号ホに該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

- 1 申請に係る予定建築物は、運動・レジャー施設又は墓園の管理上又は利用上必要最小限不可欠である建築物（宿泊施設は原則として除く。）であり、かつ、次のすべてに該当するものであること。
 - (1) 本体の施設自体が、周辺の環境等に調和し、かつ、地域の土地利用計画に適合した内容のものであること。
 - (2) 当該予定建築物は、管理棟・バンガロー等必要最小限のものであり、かつ、周辺の自然環境に調和した簡素なものであること。
 - (3) 用途の変更が容易なものでないこと
 - (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）その他の法令に適合していること。
- 2 申請者は、当該施設の管理者であること。
- 3 申請に係る予定建築物の建築について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的理由を有するものであること。

附則

この基準は、2001年（平成13年）7月1日から施行する。

附則

この基準は、2008年（平成20年）7月12日から施行する。

附則

この基準は、2015年（平成27年）11月18日から施行する。

附則

この基準は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附則

この基準は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。